

～市民一人ひとりが未来の森林を守る～

森林環境譲与税・森林環境税

森を活かすために

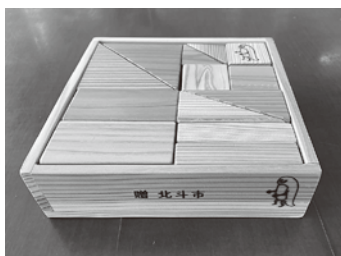
森林は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するほか、土砂崩れの防止や雨水を地中に浸透させることで、川への急な流出を緩和し水を浄化するなどの機能を持ち合わせ、私たちに多くの恩恵をもたらしています。これらの機能を活かすために森林の整備等を進めていく必要がありますが、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手不足等が大きな課題となっています。

そこで令和元年度から、森林整備や環境保全、人材育成・担い手確保などの財源とするため「森林環境譲与税制度」がスタートしました。

森林環境譲与税を活用した取組み

北斗市では、間伐などの森林整備に関する施策や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの費用に充てています。

身近な取り組みとしては、新生児に木に親しみ、豊かな心を育む木育の一環として「道南スギで作った積み木」の贈呈を行っております。また、森林の多面的機能の維持・増進を目的に、私有林等を対象とした整備事業の補助を実施しています。



左
新生児へ向けた
木製積み木の贈呈

右
森林整備の実施

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

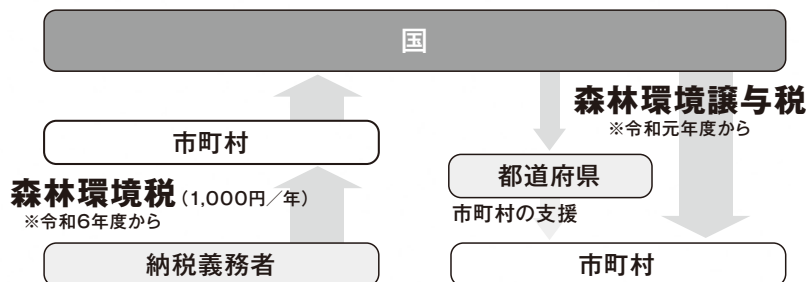
みなさんに納めていただいた森林環境税は、国を通じて森林環境譲与税として都道府県・市町村へ配分されます。

納める人 各年1月1日現在で国内に住所がある個人

税額・納め方 年額1,000円個人住民税均等割と併せて納めていただきます。

※個人住民税均等割は東日本大震災復興基本法に基づき、臨時的に加算されていた年額1,000円が令和5年度をもって終了となるため、均等割として納めていただく税額に変更はありません。

《税のイメージ》



(森林環境譲与税に係る事業のこと)

問 総合分庁舎農林課農林係 ☎77-8811[内線122・128]

(森林環境税の課税のこと)

問 市役所税務課所得課税係[内線132～134]